

固定資産税・相続税の負担軽減を求める要望書

土地の固定資産評価を公示価格の七割を目途に設定する現行の固定資産税制度は、地価の高い都心区の納税者には極めて不利なものになっております。また、昨今の物価高騰は、事業活動や区民の暮らしを一層圧迫しており、このような状況下での過重な税負担は、区民生活や区内四万五千事業所の大半を占める中小零細事業所の事業継続に大きな影響をもたらします。相続税についても、中央区は相続に伴う課税割合が全国平均の約二・九倍に達しており、不公平感強いものがあります。平成二十七年一月から適用された基礎控除や最高税率の見直しもさらなる負担増となり、多くの区民が不安を感じています。重い税を負担しながらも住み、働き、次の世代に資産や事業の継承を願う区民の声には切実なものがありません。また、わが国の経済の牽引役である都心の活性化とともに、景気回復策としても、税負担の軽減や適正化が必要不可欠であります。私たちは、固定資産税・相続税が中央区の区民・事業者の負担実態に即して、納税者として納得できる水準となるよう、左記事項の実現を強く要望します。

記

- 一、固定資産評価の引下げや評価方法の改善など現行制度の抜本的な改革を図ること。
- 一、固定資産税について、時限措置として設けられている条例による一律減額制度を恒久的制度として位置づけること。
- 一、相続税について、居住・事業継続に最低限必要な小規模宅地等を非課税とすること。

令和七年十月二十七日

中央区長 山本 泰人

中央区議会議長 原田 賢一

総務大臣様

固定資産税・相続税の負担軽減を求める要望書

土地の固定資産評価を公示価格の七割を目途に設定する現行の固定資産税制度は、地価の高い都心区の納税者には極めて不利なものになっております。また、昨今の物価高騰は、事業活動や区民の暮らしを一層圧迫しており、このような状況下での過重な税負担は、区民生活や区内四万五千事業所の大半を占める中小零細事業所の事業継続に大きな影響をもたらします。

相続税についても、中央区は相続に伴う課税割合が全国平均の約二・九倍に達しており、不公平感強いものがあります。平成二十七年一月から適用された基礎控除や最高税率の見直しもさらなる負担増となり、多くの区民が不安を感じています。重い税を負担しながらも住み、働き、次の世代に資産や事業の継承を願う区民の声には切実なものがありません。また、わが国の経済の牽引役である都心の活性化とともに、景気回復策としても、税負担の軽減や適正化が必要不可欠であります。

私たちは、固定資産税・相続税が中央区の区民・事業者の負担実態に即して、納税者として納得できる水準となるよう、左記事項の実現を強く要望します。

記

- 一、固定資産評価の引下げや評価方法の改善など現行制度の抜本的な改革を図ること。
- 一、固定資産税について、時限措置として設けられている条例による一律減額制度を恒久的制度として位置づけること。
- 一、相続税について、居住・事業継続に最低限必要な小規模宅地等を非課税とすること。

令和七年十月二十七日

中央区長 山本 泰人

中央区議会議長 原田 賢一

財務大臣様

固定資産税・都市計画税の負担軽減を求める要望書

土地の固定資産評価を公示価格の七割を目途に設定する現行の固定資産税制度は、地価の高い都心区の納税者には極めて不利なものになっております。また、昨今の物価高騰は、事業活動や区民の暮らしを一層圧迫しており、このような状況下での過重な税負担は、区民生活や区内四万五千事業所の大半を占める中小零細事業所の事業継続に大きな影響をもたらします。これまで、固定資産税・都市計画税の負担水準を都条例により引き下げる一律減額制度など数々の軽減措置が取られてきたとはいえ、抜本的な改善に至らない状況であります。

重い税を負担しながらも住み、働き、次の世代に資産や事業の継承を願う区民の声には切実なものがありません。また、わが国の経済の牽引役である都心の活性化とともに、景気回復策としても、税負担の軽減や適正化が必要不可欠であります。

私たちは、固定資産税・都市計画税が中央区の区民・事業者の負担実態に即して、納税者として納得できる水準となるよう、左記事項の実現を強く要望します。

記

- 一、商業地等における固定資産税・都市計画税の一律減額制度を令和八年度においても継続すること。
- 一、小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置を令和八年度においても継続すること。
- 一、小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置を令和八年度においても継続すること。
- 一、固定資産評価の引下げや評価方法の改善など現行固定資産税・都市計画税制度を抜本的に改革すること及び条例による一律減額制度を恒久的な制度とするよう、国に積極的に働きかけること。

令和七年十月二十七日

中央区長 山本 泰人

中央区議会議長 原田 賢一

東京都知事様

固定資産税・都市計画税の負担軽減を求める要望書

土地の固定資産評価を公示価格の七割を目途に設定する現行の固定資産税制度は、地価の高い都心区の納税者には極めて不利なものになっております。また、昨今の物価高騰は、事業活動や区民の暮らしを一層圧迫しており、このような状況下での過重な税負担は、区民生活や区内四万五千事業所の大半を占める中小零細事業所の事業継続に大きな影響をもたらします。これまで、固定資産税・都市計画税の負担水準を都条例により引き下げる一律減額制度など数々の軽減措置が取られてきたとはいえ、抜本的な改善に至らない状況であります。

重い税を負担しながらも住み、働き、次の世代に資産や事業の継承を願う区民の声には切実なものがありません。また、わが国の経済の牽引役である都心の活性化とともに、景気回復策としても、税負担の軽減や適正化が必要不可欠であります。

私たちは、固定資産税・都市計画税が中央区の区民・事業者の負担実態に即して、納税者として納得できる水準となるよう、左記事項の実現を強く要望します。

記

- 一、商業地等における固定資産税・都市計画税の一律減額制度を令和八年度においても継続すること。
- 一、小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置を令和八年度においても継続すること。
- 一、小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置を令和八年度においても継続すること。
- 一、固定資産評価の引下げや評価方法の改善など現行固定資産税・都市計画税制度を抜本的に改革すること及び条例による一律減額制度を恒久的な制度とするよう、国に積極的に働きかけること。

令和七年十月二十七日

中央区長 山本 泰人

中央区議会議長 原田 賢一

東京都議会議長 様